

令和7年度東久留米市いじめ問題対策委員会
(第1回)

令和7年9月30日(火)

東久留米市教育委員会指導室

令和7年度東久留米市いじめ問題対策委員会（第1回）

令和7年9月30日（火）午後2時30分開会

東久留米市役所703会議室

出席者

委員

阿蘇 明寿委員長

佐々木 茂委員

平野 学 委員

磯部 光孝委員

事務局

片柳 博文 東久留米市教育委員会教育長

小堀 高広 東久留米市教育委員会教育部長

上松久美子 東久留米市教育委員会指導室長

小島 雄一 東久留米市教育委員会指導主事

午後 2 時 3 0 分 開会

○小島指導主事 それでは、会に先立ちまして、3点事務局からご案内させていただきます。

まず1点目でございますが、本会は議事録を残す必要があることから、音声を記録させていただきます。

2点目、事例検討は非公開で行います。

3点目、本日お配りしている資料の確認です。次第のとおり、本日は資料1～資料6、参考資料1、2及び事務連絡資料の合計10点資料を配付させていただいております。過不足等がございましたら事務局までお申し付けください。

それでは、ただいまから令和7年度いじめ問題対策委員会を開会いたします。次第に沿って本会を進めさせていただきます。

1 教育委員会挨拶

○小島指導主事 「1 教育委員会挨拶」、東久留米市教育委員会を代表いたしまして、教育長、片柳博文よりご挨拶いたします。

○片柳教育長 皆様、こんにちは。本日は公私とも、大変お忙しい中、令和7年度東久留米市いじめ問題対策委員会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本市では、いじめ防止対策推進法に基づきまして、平成27年4月に「東久留米市いじめ防止対策推進条例」を策定いたしました。本対策委員会につきましては、同条例第10条に基づき設置されたものでありまして、ご参会の皆様におかれましては、日頃より本市のいじめ問題の防止等に力を尽くしていただきまして、誠にありがとうございます。この場を借りて改めて御礼を申し上げます。

さて、未来ある若者たちが、いじめの被害を受けたことで精神的に追い詰められ、命を自ら断つなど、大変痛ましい事件が全国で発生しております。私たち大人に求められていることは、子どもたちが自分らしく過ごすことのできる安心で安全な社会風土の醸成及び子どもが発信する些細なSOSのサインを確実に拾い、関係諸機関の緊密な連携によっていじめが常態化・重篤化する前に解決することにあります。

本日は委員の皆様、本市の取り組む「いじめの防止等のための対策の推進」について闊達にご議論いただきまして、これまで以上に関係諸機関の連携が強固となりますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、教育委員会を代表しての私の挨拶といたします。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

2 委員及び事務局紹介及び委員長指名

○小島指導主事 次に、委員及び事務局の紹介です。今年度は委員の皆様は昨年度から引き続き委員をお願いさせていただいております。資料1の名簿をご覧ください。

本委員会は、こちらの名簿にある4名の委員及び事務局で構成されております。それでは名簿順に阿蘇先生から自己紹介をお願いいたします。

○阿蘇委員長 阿蘇明寿と申します。よろしくお願いいたします。

私はここに書いていただいたように、東久留米市で校長を7年間務めさせていただいた後、非常勤職員として特別支援の教育に携わらせていただきまして、そこも卒業させていただきまして、現在は都立の中高一貫校でスクールカウンセラーとして勤務させていただいております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○小島指導主事 ありがとうございます。

続きまして、東久留米市行政法律相談担当弁護士、佐々木茂先生ですが、本日は、ご覧のとおりオンラインでの参加となります。佐々木先生、お願いいたします。

○佐々木委員 弁護士の佐々木でございます。いじめ対策については長年やらせていただいていますけれども、大きな問題が今まで東久留米では基本的になくて何よりだと考えています。今後とも、とにかく、いじめの重大問題にならないよう未然の防止ということに心がけていただければと存じます。

○小島指導主事 ありがとうございます。平野先生お願いいたします。

○平野委員 心理の平野と言います。私は病院の精神科の後、学生相談を30年くらいやって、その後現在は自分のオフィス、それから小・中・高校のスクールカウンセラーをしております。どうぞよろしくお願いいたします。

○小島指導主事 磯部先生、お願いします。

○磯部委員 福祉からということで、私、磯部光孝です。よろしく申し上げます。「社会福祉法人イリアンソス」という障害福祉の事業やっている社会福祉法人の理事長をさせていただいています。

前回から2回目なのですが、なかなかいじめ問題は大変だと思いますので、私自身も勉強させてもらいたいと思って参加させていただきます。よろしく申し上げます。

○小島指導主事 では事務局、小堀教育部長お願いいたします。

○小堀教育部長 教育部長の小堀でございます。このポジションは4年目になりますので、この委員会も2期目の最後の年ということかなと思っております。佐々木先生が先ほどおっしゃっていましたが、幸い、皆様に急遽お集まりいただくような重大事態という意味ではございませんでしたので、またそれを祈りつつ、今日の会議に取り組ませていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○小島指導主事 上松室長お願いします。

○上松指導室長 こんにちは。今年度着任いたしました東久留米市教育委員会参事兼指導室長ということで参加させていただいております。皆様の様々な知見をいただきながら、学校の未然防止、いじめ重大事態を起こさないというところで対応していければというふうに、今指導室一体となって頑張っているところでございます。また、今年もどうぞよろしくお願いいたします。

○小島指導主事 ありがとうございます。

最後に私、事務局、担当指導主事の小島雄一です。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本委員会の委員長を選出いたします。事務局より本委員会の委員長を阿蘇先生にお願いできればと考えておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○小島指導主事 それでは、阿蘇先生どうぞよろしくお願いいたします。

ここからの進行を阿蘇委員長にお願いいたします。

○阿蘇委員長 ただいま、委員長にご推薦いただきました阿蘇です。どうぞよろしくお願

いたします。

それでは、まず本会の傍聴について確認いたします。事務局にお伺いします。本日傍聴を希望されている方はいらっしゃいますか。

○小島指導主事 はい、いらっしゃいます。

○阿蘇委員長 では、委員の皆様へ伺います。傍聴を許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

委員の賛成がありましたので、傍聴を許可させていただきます。では傍聴を希望される方どうぞご入室ください。

(傍聴者入室)

傍聴の方をお願いいたします。本会では、架空のいじめ事案の事例検討がございます。この事例検討は非公開とさせていただきます。大変恐縮ではございますが、事例検討となりましたら、ご退室いただくようお願い申し上げます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

3 報 告

(1) 本市におけるいじめ問題に係る対応について

①いじめ防止対策推進基本方針の一部改定について

②8月4日実施_東久留米市いじめ問題対策連絡協議会
について

③いじめ問題への取組について

○阿蘇委員長 それでは次第に沿って進めます。

次第3の報告、これから教育委員会事務局から「本市におけるいじめ問題に係る対応について」及び「本市のいじめ問題に係る実態について」の報告があります。それぞれの報告の後でご意見があればお願いします。

それでは、報告をお願いします。

○小島指導主事 それでは報告させていただきます。教育委員会事務局から「本市におけるいじめ問題に係る対応について」と「本市のいじめ問題に係る実態について」ご報告いたします。

まずは、いじめ問題に係る対応です。3点ご報告いたします。

1点目は、「東久留米市いじめ防止対策推進基本方針の一部改定について」です。

昨年度、本委員会において、佐々木委員から「東久留米市の基本方針を読むと、いじめ重大事態が発生した際には一律に対策委員会のほうで調査をやるというように読める。国や東京都では学校またはいじめ問題対策委員会が調査を行うと選択可能と読める文章となっている。このことを踏まえて、本市でも文章を改められたほうが正確ではないか。」と貴重なご意見を頂戴いたしました。

そこで教育委員会といたしましては、佐々木先生のご意見と国が令和6年8月に「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を改訂したことを踏まえまして、「東久留米市いじめ防止対策推進基本方針」を改定いたしました。

委員の皆様、資料2「いじめ防止対策推進基本方針新旧対照表」をご覧ください。

下線部の部分が従前の基本方針からの改定箇所でございます。ここでは、文言等の微

修正を除き、主な改定内容とその理由につきまして、2点ご説明させていただきます。

資料2ページをお開きください。

項番3(5)「ク」及び「ケ」について文言を追加いたしました。項番3は、学校における取組の中で「学校におけるいじめの防止等に関する取組」が記されている箇所です。ここに国のガイドライン改訂及び佐々木委員からのご意見を踏まえまして、「ク」には学校における「調査の実施」を、「ケ」には新たに「市長が行う再調査への協力」を追記いたしました。

続きまして、同資料4ページをお開きください。

項番4は教育委員会によるいじめ防止等に関する具体的な取組に関する内容です。ここに「東久留米市教育委員会又は学校は、「疑い」と認められた段階又は保護者から申立てがあった時は、「重大事態」として対応を開始する。」ことを明記いたしました。

簡単ではございますが、以上の内容のとおり、本市いじめ防止対策推進基本方針を一部改定いたしましたことをご報告いたします。

2点目は「いじめ問題対策連絡協議会について」ご報告いたします。

本連絡協議会は東久留米市いじめ防止対策推進条例の9条に基づいて開催いたしました。昨年度は書面開催にて実施いたしましたが、昨年度のこちらの会議にて、磯部委員から「関係諸機関がこれまで以上に緊密に連携する必要がある」というご意見がありました。また、平野委員からは「誰がどんな考えでそれぞれの立場からいじめ問題に取り組んでいるかについて、対面で情報共有できると良い」というご意見がありました。今年度は8月4日に市役所にて対面にて同会を実施いたしました。

本連絡協議会の報告については、会議録を事前に送付させていただきましたことをもって代えさせていただきます。

3点目、「いじめ問題への取組について」です。資料3をご覧ください。

こちらは、いじめ問題の根絶に向けて学校と教育委員会が取り組む内容についての概要を示した資料です。

資料の真中やや下段に黒墨で書かれた「いじめ防止において必ず取り組む18の項目」をご覧ください。

学校は「いじめ総合対策」という東京都教育委員会の資料に示された「いじめ防止において必ず取り組む18の項目」を実施いたします。

本市では、この18の項目に加えて、下線を引いたⅠ～Ⅳで示した4つの取組を行います。

Ⅰは「教職員の人権感覚を高めるための取組」です。いじめは、いじめを受けた子どもの人権を著しく侵害し、その尊厳を損なう重大な問題であることから、教育活動の一斉点検を6月と11月に実施いたします。また、「子どもと平等に接すること、子どもの良さを見つけること、子どもの思いを親身に聞く」という内容が書かれた人権行動指針を、職員室等の目立つ位置に掲示することで、行動の習慣化を図ります。さらに、副校長研修会や生活指導主任研修会などで、職層や分掌に応じた事例検討を実施し、それぞれの役割に応じた対応ができるようにしていきます。

続いてⅡは「いじめ問題への対応を充実させるための取組」です。いじめ対応については、その行為がいじめに該当するかなどの該当性や重大事態への対応について全教員が理解して組織的に対応することが必要です。これを充実させるため、各学校で取り組んでいるいじめの問題への対応事例を教育委員会が集約して、まとめる取組を行って

きます。また、学校が把握したいじめ及び不登校については一覧表にまとめて校内で共有します。

昨年度こちらの委員会では、一覧表の様式を学校がより使いやすいものとなるよう刷新したことをご報告させていただきました。

続いて、Ⅲ「相談体制の工夫」です。学校はいじめを早期に発見するため、在籍する児童・生徒に対して年間3回以上の調査を実施することが義務づけられています。

調査とは、いじめアンケートのことですが、学校はこのアンケート調査の結果を踏まえて、子どもへの全員面談を実施します。年間3回以上の全員面談を実施することとなりますが、このうちの1回以上を、児童・生徒が相談したい相手を選択することができるよう工夫して行います。また、全員面談の時期ではなくても、悩んだときはいつでも相談ができるようにするため、相談窓口の周知と相談ボックス、いわゆる相談ポストを学校に設置し、随時相談を受けることができるようにします。

さらに、先ほど1点目の取組で触れました教育活動の一斉点検の結果を校内で情報共有し、結果を踏まえて、その後の取組の計画修正等を組織的に行います。

最後にⅣ「報告様式等のチェック体制の強化」です。2点目の取組で触れました各学校が作成したいじめ及び不登校の一覧表については、教育委員会と教育センター等とが連携して全件確認します。その上で、いじめにより不登校となっている事案や、発生から3か月以上経過しているにもかかわらず解消となっていない事案については、解決及び解消に向けての進捗状況を確認しています。

また、困難事例については、指導主事等が情報を共有して学校とともに解決を図る伴走支援を行っています。

以上で、「本市におけるいじめ問題に係る対応について」の報告を終わります。

○阿蘇委員長 ありがとうございます。

ただいま小島指導主事のほうから3点、1番目「本市のいじめ防止対策推進基本方針の一部改定について」、2番目「8月4日実施_東久留米市いじめ問題対策連絡協議会について」、3番目「いじめ問題への取組について」という3点のご説明をいただきました。

資料も事前に配られたものがあると思います。何か今のご報告についてご意見がある方は挙手をお願いいたします。

○平野委員 この表の「Ⅲ 相談体制の工夫」なのですけれども、①で「全員面談の工夫」というのがありますけれども、いわゆる東京都のスクールカウンセラーも全員面接はやっているのですが、それとの兼ね合いとか、別にさらにおやりになっているということなのでしょうか。

○阿蘇委員長 ありがとうございます。事務局のほうからよろしいでしょうか。

○小島指導主事 ありがとうございます。今、ご指摘いただきましたスクールカウンセラーの全員面談と学校における一斉面談は併用する形で実施しております。ですので、全員面談年間3回という中には、スクールカウンセラーの方による全員面談も含めての学校独自の取組として行っているというところがございます。

○平野委員 学校独自というのは全般的なことの相談対応ということですか。

○小島指導主事 年間3回の相談ということになりますので、その1回を、例えばスクールカウンセラーの全員面談に充てるですとか、例えば相談期間を設けて相談を、全員面談を行うですとか、それぞれ学校が、計画の中で計画をつくっておりますので、その中

で全員と子どもたちと面談をする。そのうちの1回が、子どもが相談相手を選ぶことができるということを工夫するように指導室のほうからお願いしているところがございます。

○阿蘇委員長 平野委員、よろしいですか。

○平野委員 大丈夫です。

○阿蘇委員長 ほかに何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。

私からでもよろしいでしょうか。私も今のところが気になるなと思っているのですが、児童・生徒が相談したい相手を選択できるように工夫されるということですが、一般的に子どもは相当うまく呼びかけてあげないと、例えば「担任以外の先生に自分が相談したい」と言ったときに、担任の先生から「何で、俺に相談しないんだ」と思われてしまうのではないかなと思いがちなところがあると思うのですね。その辺を自由に選択できるようにするために、教育委員会として「学校にこういうふうにしましょう」というようなことを具体的にお話しされているということでしょうか。

○小島指導主事 お願いとしましては、学校に教育相談をする相手を選択できるように周知しているところではございます。

学校の取組事例としましては、面談期間という期間を設けていただきまして、その中で相手は選択制であるということ子どもたちに周知した結果、例えば校長先生であるとか、そういったふだんお話になれない方を選ばれる子どもさんが実際にはいらっしやるというのを我々も把握している次第でございます。ですので、今ご指摘いただいたような担任の先生には相談しにくいけれども——担任の先生を選択しなければ、少し担任の先生が目気になるなということとは特段ないものというふうに認識しております。

学校を回ってみますと、「担任の先生にはなかなか相談しにくいことも、管理職の先生だったら直接相談しやすい」というお声もいただいておりますので、そういったことで学校の取組として実施していただいているものとして指導室では認識しております。

○阿蘇委員長 ありがとうございます。ほかに何かご質問、ご意見等はございますでしょうか。

○磯部委員 磯部です。IVの②のところ結構困難ケースの対応ということで説明をいただいて、私も素人でなかなか分からないのですが、私も障害関係で放課後デイサービスを今年度からやり始めて、結構困難ケースの家庭が多い中で、この困難ケースをやると教育関係だけではない、親御さんが障害を持っている方もおられて、どのくらいの範囲を意識しているのかということと、個人情報に関わるのでそこら辺を乗り越えられる仕組みがあるのかどうかというのをお聞きしたいと思っています。

○阿蘇委員長 ありがとうございます。個人情報のちゃんとした確認、管理というか、それを含めてということで、事務局のほうで。

○小島指導主事 ご質問ありがとうございます。ご指摘のとおり、いじめはケースによっては非常に多様化、複雑化するものがございます。基本的には学校が学校長の指示の下、組織的に対応して解決・解消に向かうものがございます。特段困難事例というものにございましては、指導室から指導主事が伴走型支援を行う。また、先ほどご説明しました東京都が示すいじめ総合対策にはサポートチームによる解決に向かう事例というのも紹介されております。

そのサポートチームといいますのは、例えば警察ですとか児童相談所、こういった関係諸機関と情報を緊密に取って、解決に向かうように示されているものがございます。

したがって、学校はそういった関係機関の会議等におきまして、個人情報に留意しつつ案件等を情報共有しているということでございます。ですので、場合によりますけれども、必要に応じて関係機関と連携を密にして解決・解消に向かっていきます。

- 阿蘇委員長 ありがとうございます。磯部委員、よろしゅうございますでしょうか。
- 磯部委員 追加で。そうすると、例えば障害関係の場合だと児童相談所経由とか子ども家庭支援センター経由で、そこを軸にして我々のほうの情報を共有というか、情報を知るような仕組みと考えるとよろしいでしょうか。
- 小島指導主事 さようでございます。
- 阿蘇委員長 そのほか何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。
ありがとうございました。

(2) 本市のいじめ問題に係る実態について

- 阿蘇委員長 続いて、「本市のいじめ問題に係る実態について」のご報告をお願いいたします。
- 小島指導主事 それでは、委員の皆様、お手元の資料4「令和6年度いじめ問題に係る調査結果について」をご覧ください。

まず、「1 小学校」の状況についてご説明いたします。令和6年度の認知件数は1,065件となり、昨年度より減少しましたが、解消率も減少しております。学年別内訳を申し上げますと、それぞれ1～3年生はおよそ200件台、4～6年生はおよそ100件前後であり、おおむね学年が上がるにつれて減少する傾向があります。また、主ないじめ態様を申し上げますと、冷やかしからかい等が775件、遊ぶふりをしてたたかれた等が172件であり、いじめ発見のきっかけは、アンケートを含み教職員の観察による発見が819件、本人や保護者または周囲の児童からの情報が246件です。これらのことから、学校が被害児童に寄り添い、いじめとして積極的に認知していることが分かります。

3学期にいじめを認知し、令和6年度中には解消とならなかった事案につきましては、いじめ行為が少なくとも3か月止んでいることをもって解消となることから、令和7年度も継続して確認し、解決となるまで対応するよう、引き続き指導してまいります。

次に、「2 中学校」の調査結果についてご説明いたします。認知件数が115件と昨年度と同等であるものの、解消率が67.8%と減少いたしました。

学年別内訳を申し上げますと、1年生が60件、2年生が37件、3年生が18件であり、小学校と同様、学年が上がるにつれて減少する傾向があります。また、主ないじめの態様を申し上げますと、冷やかしからかい等が82件、遊ぶふりをしてたたかれた等が14件であり、いじめ発見のきっかけは、アンケートを含み、教職員の観察による発見が48件、本人や保護者または周囲の生徒からの情報が67件であり、こちらはアンケート等に回答する以前に、誰かに相談して発見となる傾向が大きくなっています。

また、中学校のいじめの特徴といたしまして、SNSでの誹謗中傷が挙げられます。各校においては、学校SNSルールを見直したり、セーフティ教室を行ったりしています。

指導室といたしましても、弁護士を招聘し、副校長会や生活指導主任会における研修会を予定しているところです。大きな事故にならないまでも、小さな一言、相手の顔が

見えない状況での会話の注意、配慮について、細やかに対応するよう引き続き指導をしてまいります。

また、小学校と同様、令和6年度中には解消にならなかった事案について、解消となるまで対応するよう、引き続き指導してまいります。

次に資料5をご覧ください。「令和7年度全国学力・学習状況調査」の生徒・児童の質問調査、意識調査の結果です。「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか」の回答結果について、小学校は「あてはまる」と回答した割合は81.4%であり東京都よりも2.9ポイント高く、全国と同等です。昨年度の結果と比較すると、4.4ポイント向上しました。

中学校は、「あてはまる」と回答した割合は73.1%であり東京都よりも0.8ポイント、全国よりも4ポイント低い結果でした。昨年度の結果よりも0.5ポイント低下しました。指導室では、本設問に対して「あてはまる」と回答した児童の割合は東京都の値を抜いて全国の平均と同等であったこと、及び昨年度よりも向上していることから、小学校が行った「いじめは絶対に許されない行為である」との指導が効果的であったと考えます。

一方、中学校では、東京都の結果を若干上回ることはできましたが、全国の値には及ばず、昨年度と比較すると若干低い結果であったことから、発達段階に応じた指導となるよう、小学校の指導内容を踏まえ、発達段階に応じた、いじめを許さない指導を引き続き徹底させてまいります。

次の設問です。「困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できますか」の回答結果について、小学校は「あてはまる」と回答した割合は29.9%であり、東京都よりも4.9ポイント低く、全国よりも4.1ポイント低くなっております。昨年度の結果と比較すると3.9ポイント向上しました。

中学校は「あてはまる」と回答した割合が27.8%であり、東京都よりも4.9ポイント低く、全国よりも4.1ポイント低くなっています。昨年度の結果と比較すると3.4ポイント向上しました。指導室では、本設問に対して「当てはまる」と回答した児童・生徒の割合は小・中学校ともに昨年度よりも向上してはいますが、東京都及び全国の値には達していないため、先ほど説明したとおり相談者が相談相手を選べる全員面談の実施及び相談ポストの設置により、東京都や全国に近づけるよう引き続き支援・指導してまいります。

本市のいじめの実態に係る報告は以上です

○阿蘇委員長 ありがとうございます。ただいまの事務局からのご報告につきまして、ご意見、ご質問等ある方は挙手をお願いいたします。——よろしいでしょうか。

ご意見がないようですので、以上をもって公開の会議を終わらせていただきます。大変申し訳ありませんが、傍聴の皆様はご退席をお願いいたします。

(傍聴者退席)

※事例検討

では、以上をもちまして、「令和7年度東久留米市いじめ問題対策委員会（第1回）」を終了いたします。ありがとうございます。（午後4時11分閉会）